

行橋市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、行橋市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負金額が200万円を超え、契約検査課検査係の職員が検査を執行する工事とする。

2 評定における考査項目は、次の各号により運用する。

(1) 建築及び建築設備工事

行橋市建設工事成績評定様式（建築等）を利用する。

(2) 建築及び建築設備工事を除くすべての工事

行橋市建設工事成績評定様式（土木）を利用する。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、技術検査官並びに総括監督員及び主任監督員とし、行橋市建設工事検査要綱における検査員、監督員等が、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 技術検査官 検査員

(2) 総括監督員 工事担当課長

(3) 主任監督員 監督員及び工事担当係長

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の評定は、別表項目1に規定する様式のうち工事の種別に応じたものにより行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、別表項目2に規定する様式のうち工事の種別に応じたものにより行うものとする。

4 評定にあたっては、別表項目3に規定する様式のうち工事の種別に応じたものにより評価の判定を行い、当該評定の結果（以下「評定結果」という。）を別表項目4に規定する様式のうち工事の種別に応じたものに記入するものとする。この場合において、受注者は、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」及び「工事特性」に関して当該工事における実施状況を書面で提出できるものとし、当該提出があった場合はこれを考慮するものとする。

5 総合評定結果は、別表項目5に規定する工事成績評定表のうち工事の種別に応じたも

の（以下「評価表」という。）に記載するものとする。

（評価の時期）

第6条 評価の時期は、技術検査官にあつては、検査を実施したとき、総括監督員及び主任監督員にあつては、工事が完成したときとする。

（評価表等の提出）

第7条 評価者は、評価を行ったときは速やかに、市長に評価表等（工事成績評価通知書（別表様式第6））、項目別評価点（様式第5号その2-1又は様式第5号その2-2））を提出するものとする。

（評価結果の通知）

第8条 市長は、評価者から評価表等の提出があつたときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、別表項目6に規定する工事成績評価通知書のうち工事の種別に応じたものに別表項目5に規定する項目別評価点のうち工事の種別に応じたものを添付したもの（次条において「工事成績評価通知書等」という。）により、速やかに評価結果を通知するものとする。

2 第9条の規定による評価を修正した場合についても同様とする。

（評価の修正）

第9条 市長は、評価結果の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

（説明請求等）

第10条 第8条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、別表項目7に規定する工事成績評価結果説明請求書により、評価の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、別表項目8に規定する工事成績評価に係る説明書により回答するものとする。

3 市長は、前項の回答をする場合、行橋市に設けられた工事成績評価評価委員会の審議を経て回答するものとする。

4 市長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第8条～第10条については、平成21年4月1日から施行する。

3 行橋市建設工事成績評価基準は、平成20年7月1日から廃止する。

4 第10条の工事成績評価評価委員会は、当分の間、行橋市請負業者選考委員会要綱（昭和52年告示第24号）第2条に規定する行橋市工事請負業者選考委員会が兼ねるものとする。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

別表

項目	様式名称	様式番号	
		建築工事及び建築設備工事を除く全ての工事	建築工事及び建築設備工事
1.評定を行う	工事成績採点表	様式第1号その1-1	様式第1号その1-2
2.評定点の算出を行う	細目別評定点採点表	様式第2号-1	様式第2号-2
3.評価の判定を行う	採点項目表	様式第3号その1	様式第3号その2
4.評定の結果を記入	工事成績項目別評価表	様式第4号その1-1	様式第4号その1-2
5.総合評定を記入	工事成績評定表	様式第5号その1-1	様式第5号その1-2
	項目別評定点	様式第5号その2-1	様式第5号その2-2
6.評定結果の通知	工事成績評定通知書	様式第6号	
7.評定内容の説明請求	工事成績評定結果説明請求書	様式第7号	
8.評定結果の通知	工事成績評定に係る説明書（回答）	様式第8号	